



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4134 号 2018.1.11 発行

大阪のホテル、障害者を積極雇用 特性見極め「重要な戦力」＝編集局・桜井由紀治

毎日新聞 2018年1月10日

製菓課で洋菓子を作る近藤紗耶さん＝大阪市北区のリーガロイヤルホテルで2017年11月、幾島健太郎撮影



一般社員にも好影響

企業などに一定割合の障害者を雇うよう義務付ける法定雇用率が、4月から引き上げられ、精神障害者の雇用も義務付けられる。現行でも対応に苦慮する企業が多いなか、大阪市北区のリーガロイヤルホテルは障害者の積極雇用に乗り出した。注目されるのは、障害者を「重要な戦力」として経営戦略に位置づけている点だ。業界で先駆的な取り組みを始めた同ホテルの

障害者就労現場を見た。

働きやすさに腐心

甘い香りが漂う調理部製菓課。発達障害のある近藤紗耶さん（32）は、数十個並ぶケーキにイチゴを慎重に乗せて仕上げている。雇用されたのは昨年3月。以前の職場でもケーキ作りをしており、手際が良い。「任せた仕事は確実にこなす」と上司の評価も上々だ。

コミュニケーションを取るのが苦手で、友人もできなかった。短大卒業後、老人ホームで給食調理の仕事をしていたが、職場で孤立して辞めた。退職後、障害が分かった。

現在の職場の上司は、近藤さんの障害の特性を理解している。彼女が混乱しないよう一つ一つ指示を出す配慮をする。人間関係に悩んだ近藤さんだが、今は職場の同僚と楽しそうに昼食を取る。「働きやすい職場。このまま長く勤めたい」と笑顔を見せる。

現在2%の法定雇用率は4月から、2・2%に上がる。改正障害者雇用促進法の施行に伴うもので、身体・知的障害者だけでなく精神障害者も加えて算定する方式に変わる。だが、現行の割合を満たす企業は半数に過ぎない。

人手不足解消で増員

一方、同ホテルの雇用率は、2016年時点で2・3%。既に雇用義務を果たすが、同年7月から障害者雇用促進プロジェクトを展開、1年間で新たに6人を雇用し計35人になった（昨年12月末現在）。

背景には労働人口の減少がある。業界大手の同ホテルも人手不足に悩む。プロジェクトは、社員が従事していた仕事を障害者に任せ、業務の効率化を図ろうという狙いだ。

障害者雇用のコンサルタント会社「C t o B」（神戸市東灘区）の熊内弘次代表取締役からアドバイスを受け、社内に川西晃・人事チーム担当部長（現管理部長）をリーダーとするプロジェクトチーム（PT）を発足させた。PTが重視したのは、障害者の能力を引き出せる環境作りだ。社内の障害当事者や家族に障害者がいる社員もメンバーに加えた。障害者が担当する業務を各部署から切り出し、マニュアルも作った。配属先の部署には、障

害の特性を説明して配慮するよう求めた。

「障害者も特性に応じた職場環境を構築すれば、戦力になる」。こう話す熊内さんには重度知的障害の24歳の娘がいる。執行役員で退職した前職の阪急阪神ホテルズ事業部長時代、製菓工場に初めて障害者5人を雇用した実績がある。その中に近藤さんもいた。

熊内さんは、工場で生き生きと働く近藤さんを覚えている。彼女も「働きやすい環境だった」と振り返るが、4年間勤めた工場は14年に閉鎖。再就職したある企業は、職場環境が合わず退職した。途方に暮れていた頃、近藤さんの母親が熊内さんに相談。働く能力があるにもかかわらず就労機会が与えられていない状況を知った熊内さんが、同ホテルを紹介した。

熊内さんによると、障害者雇用に対する企業の取り組みはまだ鈍いという。ある企業から「雇用率の達成まであと2人足りないから、至急手配して」との依頼があった。商品発注と勘違いしているかのような依頼に、熊内さんは断った。「障害者を雇用率の数合わせとしか考えていない企業が多すぎる」と憤る。

笑顔絶やさず丁寧に

プロジェクトはさまざまな効果を見せ始めている。庶務に配属された自閉症の男性(30)はこだわりが強く、掃除を完璧にこなさないと気が済まない。ラウンジの大理石の床を鏡のようにピカピカに磨いた。すると、以前は気に留めなかった一般社員にも変化が表れ、男性の働きぶりを見て自分たちも懸命に床を磨くようになった。

購買チームで商品管理をする統合失調症の男性(42)は、食材などの出庫作業や必要な商品補充の業務をそつなくこなす。慣れてくると、出庫伝票入力も手伝うようになった。彼のおかげで、職場は、これまで滞っていた新規の仕入れ先探しなどの業務に携われるようになった。

男性は大学卒業後、派遣社員として愛知県の工場のラインで昼夜交代の勤務をしていた24歳の時、発症した。幻聴が表れ、一時大阪府内の実家で療養した。ホテル側は彼に対し、職場に慣れるまで週4日勤務にした。月1回、本人を交えて業務の振り返りをして、体調に変化がないか確認する。男性は「自分のペースで仕事ができる。電話応対などスキルアップを図りたい」と意欲を見せる。



ホテル内の各部署に郵便物を届ける奥山義人さん=大阪市北区のリーガロイヤルホテルで2017年11月、幾島健太郎撮影

庶務で社内郵便物の配達、収集を担当する両足機能障害のある奥山義人さん(23)は採用後、軽度の知的障害もあることが分かった。仕事ののみ込みがやや遅い。時には違う部署に配達してしまうミスもある。だが、笑顔で丁寧に対応する奥山さんは一般社員に好評だ。宿泊客とすれ違う際は、きちんと会釈もする。「笑顔とあいさつを忘れずにと心がけています」という奥山さん。PTリーダーの川西さんは「そこが彼の良いところ。また配慮の仕方を考えたらいい」と見守る。

彼らの指導役は、PTメンバーの中塚義美さん(60)だ。宿泊部門で年間約100日ホテルに泊まり込んでいた46

歳の時、精神疾患のパニック障害を発症した。10年ほど働けずに苦しみ、昨年定年を迎えた。再雇用されて障害者の面倒を引き受けた。奥山さんがミスをする時、一緒に関係部署に謝りにも行く。中塚さんは「彼らが自分で判断できるまでサポートが必要だ」と強調する。同じ障害者だから、苦しみも分かる。自分が発症した当時、支援があったらという思いもある。中塚さんは「私が再び発作を起こさない限り、彼らと一緒にやっていきたい」と話した。

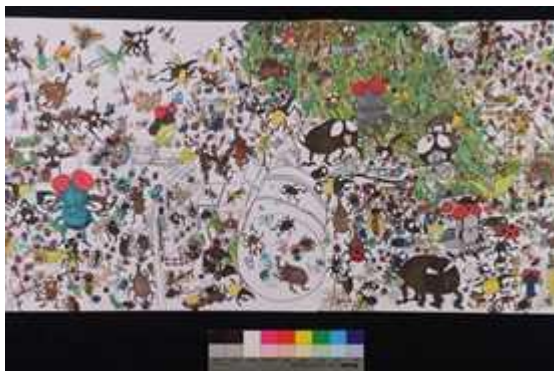
将来は「おもてなし」も

同ホテルのプロジェクトは緒に就いたばかりで、どれだけ雇用を増やせるかは未知数だ。

障害者が働く職域もまだ限定されている。執行役員の中川智子副総支配人は「一般社員にも好影響を及ぼし軌道に乗っている。他のグループホテルにもこのプロジェクトを広げて、雇用拡大を図りたい」と話す。将来の展望について、川西さんは「障害者の職域を広げていき、やがては接客部門でも働かせたい。彼らの能力なら十分やれる」と力を込める。宿泊客が障害者のホテルマンからおもてなしを受ける。心のバリアフリーにもつながり、共生社会の実現に弾みがつくはずだ。そんな日が待ち遠しい。

仏アート展に出品 那須、自閉症の平山さん 県内唯一、緻密な昆虫の大群2点

下野新聞 2018年1月10日



出展作「いろいろな虫たちパート2」の一部。緻密な筆遣いで大小さまざまな昆虫が描かれている（KOMOREBI展事務局提供）



那須町在住の芸術作家で自閉症の平山和詩（ひらやまかずし）さん（22）が約100枚の画用紙をつなげ昆虫の大群を緻密に描いた作品など計2点が、フランス・ナント市の国立現代芸術センターで

初めて開催されている「日本のアール・ブリュット KOMOREBI展」に県内作家で唯一出展されている。正規の芸術教育を受けずに、技巧にとらわれない自由な表現を行う障害者などの日本人作家の作品をセンターの館長らが厳選して展示。和詩さんの家族は「とても名誉なこと」と喜んでいる。

同展は、日本の障害者などの優れた活動を文化芸術都市のナント市から世界に発信することを目的に、文化庁などが本年度初めて実施している芸術推進事業の一環。14日まで日本の作家42人の計約900点をセンターに展示している。

和詩さんの母安寿子（やすこ）さんによると、和詩さんが絵を描き始めたのは保育園児の頃から。「ゴキブリは動きが速いから好き」「手を挟まれたカマキリとクワガタは嫌い」といったユニークな観点を持ち、昆虫を主な題材に緻密なタッチの絵を描き続け作品展を開いている。

出展作は、約100枚の画用紙をつなげた大作「いろいろな虫たちパート1」（縦約0・27メートル、横約39・3メートル）と数十枚の画用紙を用いた「いろいろな虫たちパート2」（縦0・38メートル、横約4・3メートル）の2点。小中学生の時に色鉛筆やカラフルなマーカーで、カブトムシやトンボ、バッタ、チョウなどの昆虫の大群を描いた作品で、大きなゴキブリが小さなカマキリを退治している場面もある。

「成年後見利用で失職は違憲」 元警備員男性、国など提訴

東京新聞 2018年1月10日

適切な財産管理をしてもらうために成年後見制度を利用した後、利用者の就業を禁じる警備業法に従って警備会社を退職せざるを得なくなった岐阜県の知的障害者が十日、勤務していた県内の警備会社に社員としての地位確認を、国に慰謝料として損害賠償百万円の支払いを求める訴訟を岐阜地裁に起こした。制度利用者の就業を認めない警備業法の規定は、職業選択の自由を保障した憲法に違反するなど訴えている。（井上仁、下條大樹）

原告は三十代男性。代理人弁護士によると、軽度の知的障害などがあるが、二〇一四年四月、県内の警備会社に入社した。会社側も知的障害があることを理解して雇用したという。男性は各現場で主に、通行人や車の誘導をした。

男性は家庭内のトラブルに悩んでおり、自身の財産管理をしてもらうため成年後見制度を利用することに。一七年二月、財産管理をする「保佐人」が付くことになり、翌月に会社を退職した。制度利用の手続き中に、警備業法の規定で、退職せざるを得ないことを知ったという。

男性が退職を余儀なくされたことを弁護士が知り、男性に連絡。弁護団をつくって不当性を法廷で訴えることにした。

男性側は訴訟で「成年後見制度は自身の財産管理を支援する制度で、その能力の有無や程度によって警備員の適性を判断する警備業法の規定には、合理性がない」と主張する。

男性が勤めていた警備会社の担当者は「勤務態度も真面目で、辞めてほしくなかった」と話した。退職は「警備業法の規定があったため」とし、会社としても本意ではなかったという。

<成年後見制度> 認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない成人に代わり、家庭裁判所に選ばれた親族や弁護士らが財産管理や契約などを担う制度。不動産や預貯金などの管理、介護などのサービスを受ける際の契約、遺産の協議などで、当事者が不当な不利益を被らないようにする。高齢化社会を迎えることから利用促進が期待されている。2000年に従来の禁治産、準禁治産制度を廃止して導入された。

障害理由で入居拒否、過半数「ある」 不動産業者調査 京都新聞 2018年1月10日
聞き取り調査に応じ、障害者への物件仲介の実情を語る不動産店の代表（左）＝長岡京市長岡1丁目



京都府の乙訓地域の福祉施設などでつくる「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」（事務局・長岡京市井ノ内）が実施した同地域の不動産仲介業者への聞き取り調査で、過半数が、単に精神障害や知的障害があるという理由で入居を断る賃貸物件のオーナーや管理会社が存在する、と回答したことが9日までに分かった。同協議会は「入居の実績を積み重ね、偏見を解消していきたい」としている。

調査は、精神や知的の障害者が地域生活を送る際、住居確保が高いハードルとなっているのか実態を明らかにし、自由な家探しにつなげようと、初めて実施。アパートなどの賃貸物件を扱う乙訓地域の13業者から昨年5～7月に聞き取り、11月に結果をまとめた。

自殺などで「事故物件」になるとしてオーナーが事前に障害者への物件紹介を断る▽障害者のトラブルがあって以降、オーナーが障害者の受け入れを一切拒否▽精神障害者の入居可能な物件は全体の1割以下などの回答があり、同協議会は「オーナーや管理会社に障害への偏見や先入観が残っている現状が分かった」とする。

一方、仲介業者の間では「障害者だからトラブルが多い」との意識があるのは半数未満にとどまった。「件数的には一般の人のトラブルが多い」「ごくまれなケースがオーナー仲間の口コミで伝わってしまうことがある」などの指摘があり、常時連絡がつく相談先や支援者の見守り体制を望む声が目立った。

調査を担当した同協議会メンバーで長岡京市内のグループホーム所長を務める安西桂子さん（59）は「仲介業者側の敷居が低かったことは大きな発見で選択肢が広がる。支援者の存在をアピールし、オーナー側との接点を増やして理解を広げていきたい」と話す。

2018年度、調査結果を紹介する講演会を予定する。結果をまとめた冊子を作成済みで、希望者には無料で渡す。問い合わせは同協議会事務局075（954）7939。

虐待ない世の中に 若者の更生支援施設「良心塾」 大阪日日新聞 2018年1月10日

少年院や刑務所を出た若者の更生支援施設「良心塾」(大阪市福島区)の塾生が心境を語るイベントが7日、同市阿倍野区の阿倍野市民学習センターで開かれた。18~23歳の男女4人の塾生が、犯罪に手を染めるまでの経緯や将来の目標を発表。良心塾を運営する黒川洋司さん(46)は「更生は1人ではできない」と再犯防止の環境づくりを訴えた。

若者の更生支援を訴える良心塾の黒川さん=7日、大阪市阿倍野区

警察官にナイフで切りかかったとして少年院送致になった男性(23)は、離婚した母親から平手打ちや罵詈(ばり)雑言を浴びて育った経験を吐露。

良心塾の環境について「自分のことを気遣って世話する大人や同じような環境で育った仲間」の存在を紹介し、「虐待に苦しむ子どもがいない世の中をつくりたい」と語った。

家族との関係に悩み、家出して窃盗を繰り返したという女性(18)は、将来の夢に言及し「美容師になる」と力説。4人は良心塾で学んだ英語でのスピーチを交え、更生支援に携わる関係者らに決意を発表した。

黒川さんは「とんでもない事をした人でも小、中学生の時に『SOS』を、親や先生に発信していたのではないかと問い掛け、相手を受け入れるためにも対話やコミュニケーションの重要性を訴えた。

犯罪や非行を繰り返す再犯を巡っては、摘発者数に占める再犯者の割合が上昇しており、社会的に問題化。2016年12月には再犯防止推進法が施行された。



18年度政府予算案決まる 社会保障費は過去最大 32兆円

福祉新聞 2018年01月10日 編集部

政府は12月22日、2018年度予算案と17年度補正予算を閣議決定した。18年度の一般会計総額は97兆7128億円で過去最大を更新した。社会保障関係費も過去最大の32兆9732億円。概算要求時に6300億円と見込まれた増加幅は薬価の大幅引き下げで圧縮し4997億円増となった。改正介護保険法によって保険者機能を強化する新しい交付金には200億円を計上。自立支援・重度化防止を推進する。科学的介護を進める経費も7倍に増やす。政府は18年の通常国会に予算案を提出し、今年度末までの成立を目指す。

介護保険の新交付金は17年5月成立の改正法に位置付けられ、市町村の保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化予防を促すためのもの。その評価指標も作られたが、交付金の額が未定だった。

同じく高齢者の自立支援・重度化予防を目指す「科学的介護」では、分析に必要なデータベース構築費として新規に2億7000万円計上。18年4月の介護報酬プラス改定も決まり、厚生労働省老健局の予算は前年度比1340億円増となる。

障害福祉サービスの報酬も18年4月のプラス改定が決まり、厚労省障害保健福祉部の予算は前年度比1162億円増となる。

15年度から始まった子ども・子育て支援新制度の関連は、18年度から年金特別会計に移管され、予算額は1335億円増。保育の受け皿増、保育士の待遇改善などに充てる。

一方、改正児童福祉法により里親の推進などが注目された社会的養育は50億円増にとどまった。

約2兆7000億円の追加歳出となる17年度補正予算のうち、保育の受け皿整備には808億円を充てる。

政府の看板政策「幼児教育無償化」関連では、18年度は幼稚園、認定こども園に通う3歳以上(年収270万~360万円世帯)につき、保育料を軽減する。第1子は年間4

万8000円減、第2子は2万4000円減。内閣府、文部科学省で計21億円を投じる。

生活困窮者自立支援制度は前年度比32億円増となったが、生活保護は生活扶助基準見直しなどにより前年度比166億円減。生活保護受給世帯全体の67%で生活扶助の支給額が減る。単身世帯は8割が減額となり、特に都市部の減り幅が大きくなる。

また、厚労省は同日、18年度の組織改編を発表した。障害保健福祉部に依存症対策推進室を設置する。成年後見制度利用促進業務が内閣府から移管することに伴い、担当参事官を設ける。外国人技能実習制度の適正実施のための人材開発統括官、調査官も設置する。

障害者事業所3カ所閉鎖へ

共同通信 2018年1月11日

障害者が働きながら技能を身に付ける「就労継続支援A型事業所」が突然廃業し、各地で大量解雇が相次いでいる問題で、新たに岡山、広島両県の3事業所が閉鎖する見通しであることが10日、関係者への取材で分かった。影響を受ける障害者は合わせて約60人に上り、経営悪化が理由とみられる。業者側は別の事業所を紹介する意向を示しているが、実現は不透明だ。

A型事業所を巡っては、国の補助金目当てで安易な参入が相次いでいるとの指摘があり、行政によるチェック強化が求められそうだ。

この業者は岡山県倉敷市に本社を置く「フィル」でA型事業所を計6カ所運営している。

アートで対話の力引き出す 芸大が福祉施設向け人材育成 産経新聞 2018年1月11日

有料老人ホームで、高齢者と一緒に転倒予防の体操をする荒川弘憲さん（左）＝平成29年8月、東京都内



芸術大学が高齢者施設で活躍できる人材を育成したり、障害者施設が芸術専攻の学生を呼び込んだりする取り組みが始まっている。アートの創造性や対話を引き出す力を福祉の現場で生かすのが狙いで、今後、活発になりそうだ。

老人ホームで実習

昨年8月、都内の介護付き有料老人ホームで、東京芸大の授業の一環として体験実習が行われた。転倒予防の体操をする高齢者の輪に、1年生の荒川弘憲さん（24）も加わった。「アートで地域のコミュニティーを復活させる活動に興味があって参加した」という。

芸大は4月、アートと福祉をテーマに在學生と社会人を対象にする講座を立ち上げた。統括するのは美術学部長でアーティストの日比野克彦さん。福祉の成り立ちやアーティストと社会の関わりなどを学ぶほか、施設でのプログラムも企画。作品づくりを目指すのではなく、高齢者や障害者などコミュニティーから排除されやすい人の個性を尊重しながら社会とつなげる力を養う。

開講に結び付いた取り組みの一つが、日比野さんが平成24年から関わる「とびらプロジェクト」。芸大と連携する東京都美術館を拠点に、人と作品、人と人が出会える場をつくる人材を育ててきた。

5月の講義では、なるべく言葉を使わずに白い模造紙1枚とペンといった物だけで、上野公園で初めて会った人との交流を試みるなど、ユニークな授業内容も特徴だ。

受講者約80人のうち、半数以上が社会人。都内の介護施設で働く女性（37）は、仕事に閉塞（へいそく）感を感じて申し込んだ。「同じ事を繰り返す認知症の人を尊重したくても難しい。楽しく働けるように視点を変えたかった」

芸大と組んで実習先を提供するのは、約300の有料老人ホームを手掛けるSOMPOホールディングス。試行的に実施したプログラムでは、雪の結晶をイメージした作品を作



り、冬の思い出を語り合った。参加者の個性が表れ、会話が弾み、入所者のコミュニケーションの活性化にもつながったという。

障害者の制作指導

一方、福祉業界からも芸術専攻の学生を求める動きがある。沖縄県立芸大（那覇市）では11月、障害者支援をする4法人の合同企業説明会を初めて実施。デザインや音楽専攻の学生7人が参加した。

説明会を企画したフクシワークスオキナワの新垣潤一さん（30）によると、施設側は、スキルを障害者が制作・販売する製品などに生かしてほしいといった思いもある。「多様な人材を求める施設がある一方で、学んだことを生かせずに就職する学生もいる。チャレンジの場が広がる」と新垣さん。学生からは好評で、今後も沖縄県立芸大で説明会を続けたい考えた。

日比野さんは「老いや障害は欠落したものと考えがちだが、アートでは特性や個性と見る。多様性のある社会を実現するための、つなぎ役になるのではないかと話す。

■高年齢者雇用開発コンテスト 企業が行う創意工夫の事例募集

高齢者が生涯現役で働けるような創意工夫を行う企業の事例を、厚生労働省と独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」が募集している。優秀事例は、平成30年度の「高年齢者雇用開発コンテスト～生涯現役社会の実現に向けて～」で表彰する。

求めているのは、希望者全員が65歳まで働ける制度を導入して高年齢者の知識や経験を活用し、生き生きと働ける職場づくりに創意工夫のある企業。労働関係法令などで重大な違反がなく、平均した1カ月あたりの時間外労働時間が60時間以上の労働者がいないことが要件。

写真・図・イラストなど、改善内容を示す参考資料を添付し、指定の用紙で応募する。応募用紙は、同機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課で受け取るか、同機構のホームページ（http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/h30_koyo_boshu.html）から入手。4月20日締め切り（当日消印有効）。

■23日から有料ホーム110番

全国有料老人ホーム協会（市原俊男理事長）の苦情処理委員会は23～25日の3日間、「有料老人ホームなんでも相談ー有料老人ホーム110番ー」を実施する。福祉関係者などが、有料ホームの介護サービスや契約内容などについて、入居者や家族からの相談に応じる。

受け付けは午前10時～午後4時。相談無料。フリーダイヤル0120・180・885。電話相談の後、希望者には、予約制で面接相談（東京都内と大阪市内を予定）を実施する。

社説:夫婦別姓提訴 「法の欠陥」はないのか

中日新聞 2018年1月11日

夫婦同姓の民法規定は「合憲」と最高裁大法廷が判断して二年余り。今度は姓を変えた男性らが原告となり夫婦別姓制度を求め、提訴した。戸籍法を使い、法の欠陥を突く訴訟だ。注目しよう。

二〇一五年十二月に最高裁が現行の夫婦同姓制度を合憲としたのは次の言葉に尽きる。

＜家族は社会の基礎的な集団単位で呼称を一つに定めることは合理性がある＞

確かに合理性があることは否定しないし、家族が同姓であることに有利な点が多い事実も否定しない。だが、社会が多様化し、女性が社会進出した現代、旧姓を捨て去ることに不都合を覚え、実際に不利益をこうむる人が多いことも事実なのだ。

一九九六年には法制審議会が希望すれば各自の姓を名乗れる「選択的夫婦別姓制度」案を答申した。それでも強硬に反対する人々は明治民法の「家制度」が頭から離れないのではと疑うほどだ。

今回、東京地裁に提訴したのはソフトウェア開発会社「サイボウズ」の青野慶久社長らだ。

「96%が夫の姓」と訴えた過去の訴訟とは異なり、視点が違う。「法の欠缺(けんけつ)」を突いている。難しい法律用語だが、欠陥の意味である。民法ではなく、戸籍法を使っている。

(1) 日本人同士の結婚 (2) 日本人と外国人との結婚 (3) 日本人同士の離婚 (4) 日本人と外国人との離婚—。このうち(1)以外では事実上、同姓か別姓か選択できるのだ。

(2)の日本人と外国人の結婚は別姓の選択が可能—。つまり日本人同士の結婚の場合のみ別姓を選べない。おかしい。そんな「法の欠缺」がある。原告側はそう主張している。

ここで憲法を持ち出そう。婚姻について定めた二四条である。「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」。むしろ一四条では「法の下平等」を書いている。

そうすると日本人同士が結婚する際に夫婦別姓を選択できないのは憲法違反だ—。これが青野さんらの言い分なのだ。

昨年九月から全国の裁判所の裁判官や職員の旧姓使用を認める運用が始まっている。判決や令状で同一人物かを確認するためだ。弁護士も戸籍姓で登録し、旧姓で活動できる。民間企業などでも、もはや当たり前だ。

判決で「当たり前の扉」が開くだろうか。時代はもうそこまで来ている。

社説 夫婦別姓に真剣に向き合おう

日本経済新聞 2018年1月11日

結婚時に夫婦別姓を選べない戸籍法は、憲法に反する——。ソフトウェア開発会社の男性社長らが、国に損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。

夫婦別姓を選択肢として認めてほしいとの声は根強いが、いまだ実現していない。姓を変えるのはほとんどが女性のため、一部の女性の問題と狭く捉えられることも多かった。今回の提訴は、男女問わず、多くの人にかかわる問題だということを示している。

裁判はサイボウズの青野慶久社長ら4人が起こした。社長は結婚時に妻の姓に変更し、旧姓の「青野」を通称として使っている。

日本人と外国人の結婚・離婚や日本人同士の離婚では、戸籍法にもとづき姓が選べるのに、日本人同士の結婚では別姓を選ぶ規定がない点を挙げ、法の下平等に反するなど訴えた。

ビジネス上のマイナス面も多く指摘している。株式の名義変更にも多額の費用がかかった、投資家から「社長が株を持っていない」と誤解される、などだ。精神的な負担だけでなく「経済合理性からみても日本の損失」という主張には、説得力がある。

夫婦別姓を巡っては、法務省の審議会が1996年、民法の「夫婦同姓」規定を見直し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう答申した。しかし国民の間でもさまざまな意見があり、改革に向けた議論は止まったままだ。

最高裁大法廷は2015年、民法の規定を合憲とする初の判断を示した。だが裁判官15人のうち5人は、違憲とした。最高裁判決は姓を巡る制度は「国会で論ぜられ判断されるべき事柄だ」とも指摘している。

困っている人がいるなら、その不都合を解消する。多様な価値観を尊重する。成熟した社会にとって、当たり前のことだろう。時代の変化に合わせて法制度を絶えず見直すことは、国会の責務だ。夫婦同姓を法律で義務付けている国は、世界でもまれだ。今こそ、真剣にこの問題に向き合うべきだ。

